

市川市告示第 159 号

指定公金事務取扱者への公金収納事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金収納を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 2 日

市川市長 田中 甲

- 1 指定公金事務取扱者に委託した公金事務の名称
市民税・県民税・森林環境税（普通徴収の方法によるものに限る）、
固定資産税及び都市計画税、固定資産税（償却資産）、
軽自動車税、国民健康保険税、
後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、
保育園保育料、保育園給食費、幼稚園保育料、霊園管理料、
自転車等駐車場使用料、放課後保育クラブ保険料、
入学準備金貸付金償還金、学校給食費の収納事務
- 2 名称・代表者氏名、住所又は事務所の所在地
別紙のとおり
- 3 その他総務省令で定める事項
 - (1) 指定公金事務取扱者に指定した日
令和 8 年 4 月 1 日
 - (2) 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 8 年 4 月 1 日

(別紙)

公金収納事務委託の事務所一覧

名 称	住 所	代表者名
株式会社 千葉銀行	千葉県千葉市 中央区 千葉港 1-2	取締役頭取 米本 努

以下余白